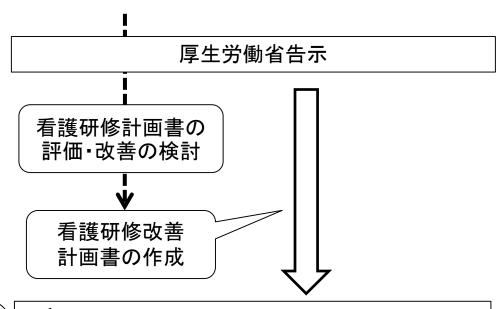
ベトナム人第7陣看護師候補者の滞在期間の延長に関する手続・スケジュール

令和5年3月27日(月)



## 4月18日(火)まで

(郵送等の場合は消印 等の日付)までに厚生 労働省医政局看護課 へ提出

## 受入れ機関から厚生労働省へ確認依頼

- ①確認依頼書
- ②看護研修改善計画書
- ※研修改善計画に基づいて精励する旨の候補者の署名、研修改善計画に基づいて適切な研修を実施する旨等の受入れ機関代表者の署○ 名も行うこと
- ③第112回看護師国家試験成績通知書(写)

送付先:〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医政局看護課 EPA滞在期間延長担当 あて



5月中旬頃まで

厚生労働省から受入れ機関へ確認結果を通知

※滞在期間の延長の可否は、 最終的に地方出入国在留管 理官署への手続きを経て確 定します。



出入国在留管理庁地方出入国在留管理官 署へ在留資格変更許可申請

(注)インドネシア人第13陣看護師候補者について、6ヶ月の更新のための確認依頼は不要です。 次年度に行う1年間の更新の際に、確認依頼手続きが必要となります。